

法人役員・評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人久喜同仁会の役員及び評議員の報酬等について定める事を目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員及び評議員とは、当定款に定める者をいう。

- 2 第1項の役員及び評議員の勤務形態は、施設職員が兼務する役員以外は非常勤とする。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 非常勤の役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席したときは、1日分の報酬として一律に各々5,000円を支払うことができる。但しその報酬総額は一人あたり年間3万円以内とする。

(費用弁償)

第4条 非常勤の役員及び評議員が会務のために出張をしたときは、費用弁償として以下のとおり旅費を支給する。

日 当	1日につき 5,000円
車 費	実費
鉄道賃	実費

(報酬等の支給日・支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬は、その会議に出席の都度、現金にて支給する。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(適用の追加)

第7条 この規程は、評議員選任・解任委員会委員についても適用とする。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月19日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。